

議案第49号

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の3」を「第16条の4」に改める。

第2条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち、特定個人情報を含むものをいう。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第7条第1号中「法令又は条例に定め」を「法令等に定めが」に改め、同条第2号中「収集」の次に「（特定個人情報の収集を除く。）」を加える。

第8条第2項ただし書中「場合」の次に「（特定個人情報にあっては、第2号に該当する場合に限る。）」を加え、同項第2号中「法令又は条例」を「法令等」に改める。

第13条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加える。

第15条の見出し中「目的外利用」を「保有個人情報の目的外利用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報を利用目的の範囲を超えて」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第16条において同じ。）

について、利用目的の範囲を超えた」に、「して」を「をして」に改め、同項第1号中「目的外利用」を「目的外利用を」に改め、同項第2号中「目的外利用」を「目的外利用を」に、「法令又は条例」を「法令等」に改め、同項第3号及び第4号中「目的外利用」を「目的外利用を」に改め、同条第2項中「を目的外利用」を「の目的外利用を」に、「、目的外利用」を「、目的外利用を」に改め、同条第3項中「目的外利用」を「目的外利用を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第15条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

第4章中第16条の3を第16条の4とし、第16条の2を第16条の3とする。

第16条の見出し中「外部提供」を「保有個人情報の外部提供」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報を利用目的の範囲を超えて、当該」を「保有個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該」に、「提供(」を「対する提供(」に、「して」を「をして」に改め、同項第1号中「外部提供」を「外部提供を」に改め、同項第2号中「外部提供」を「外部提供を」に、「法令又は条例」を「法令等」に改め、同項第3号及び第5号中「外部提供」を「外部提供を」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第15条第2項」に、「外部提供」を「外部提供を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の外部提供の制限)

第16条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報の外部提供をしてはならない。ただし、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。第19条第1項を次のように改める。

区民等は、前条第1項各号に掲げる自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

(1) 第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項若しくは第2項又は第13条

の規定に違反して収集され、又は記録されているとき。

(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

第19条第3項中「第1項第1号」を「前条第1項第1号に掲げる自己情報」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

区民等は、第18条第1項各号に掲げる自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）をすることができる。

(1) 第15条第1項又は第15条の2の規定に違反して目的外利用がされているとき。

(2) 第16条第1項又は第16条の2の規定に違反して外部提供がされているとき。

第20条第3項中「第1項第1号」を「第18条第1項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法定代理人等の請求）

第20条の2 未成年者等の法定代理人又は本人の委任を受けた者は、本人に代わって第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項及び前条第1項の規定による請求をすることができる。

第31条を次のように改める。

（指定管理者に関する特例）

第31条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2条第3号、第3条、第3条の2及び第2章から第5章までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第3号	職員	従事者
	保有しているもの	保有しているもの（公の施設の管理業務に関するものに限る。）
第3条の2（見出しを含む。）	職員	従事者
第7条第2号	実施機関	当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）
第8条第2項第5号	実施機関	指定実施機関
第8条第3項	運営審議会	指定実施機関を通じて運営審議会
第9条第1項	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第9条第3項	当該登録を抹消し	指定実施機関を通じて当該登録を抹消し
第9条第4項	実施機関	指定実施機関
第12条第2項	運営審議会	指定実施機関を通じて運営審議会
第13条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第15条第1項第4号	実施機関	指定実施機関
第15条第2項	運営審議会	指定実施機関を通じて運営審議会
第15条第3項	実施機関は、第1項ただ	指定実施機関は、指定管

	し書	理者が第1項ただし書
第16条第1項第4号	他の実施機関	指定実施機関
第16条第1項第5号	実施機関	指定実施機関
第16条の3第2項から第4項まで及び第16条の4	実施機関	指定実施機関
第17条第1項	実施機関	指定実施機関
	自己情報	自己情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下同じ。）
第17条第2項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
	当該請求者に係る	指定管理者から提供を受けた当該請求者に係る
第17条第2項第6号及び第7号、第17条の2から第17条の4まで並びに第18条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
第18条第1項第2号	実施機関	指定管理者又は指定実施機関
第18条第2項及び第19条から第22条まで	実施機関	指定実施機関
第22条の2	実施機関は	指定実施機関は

第34条中「第2条第3号ア」を「第2条第5号ア」に改める。

第2条 墨田区個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第

2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第15条の2ただし書中「ただし」の次に「、情報提供等記録以外の保有特定個人情報について」を加える。

第19条第1項中「掲げる自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第22条第4項中「もの」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第28条第1項中「法令」の次に「（番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。）」を加える。

第31条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第34条中「第2条第5号ア」を「第2条第6号ア」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の墨田区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により現にされている自己情報の開示、訂正等の請求は、同条の規定による改正後の墨田区個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた自己情報の開示、訂正等の請求とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正等)

4 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例 (平成 2 年墨田区条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 8 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 9 号」に改める。

5 平成 2 7 年 1 0 月 5 日から付則第 1 項ただし書に規定する日の前日までの間における前項の規定による改正後の墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第 2 条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「第 2 条第 8 号」とあるのは「第 2 条第 7 号」と、同条第 2 号中「第 2 条第 9 号」とあるのは「第 2 条第 8 号」と読み替えるものとする。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、区が保有する特定個人情報の目的外利用、外部提供の制限等について定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。